

新設合併・新設分割・ 他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業とする場合 (エンジェル税制の適用対象外)

目次

1. 新設合併、新設分割、他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業とする場合は、エンジェル税制対象外
2. 合併又は分割により設立されたものとは
3. 他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするとは

1. 新設合併または新設分割、及び他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業とする場合は、エンジェル税制対象外

新設合併または新設分割により設立された会社、他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業とする場合にはエンジェル税制の適用はありません。

中小企業等経営強化法施行規則には次のように新設合併や新設分割等を除外する旨が明文化されています。

「その設立の日の属する年十二月三十一日において、イ（１）から（３）までに掲げる要件のいずれかを満たす設立の日以後の期間が一年未満の第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするものを除く。）であって次の（１）又は（２）に掲げる会社の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める要件に該当するものであること。」（中小企業等経営強化法施行規則第 8 条第 5 号ハ）

2. 合併又は分割により設立されたものとは

会社法には次のように定義されています。

新設合併 二以上の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。（会社法第 2 条第 28 号）

新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。（会社法第 2 条第 30 号）

3. 他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするとは

「譲り受けた事業」そのものの定義規定はありませんが、一般的に法令で用いられる「譲受け」と解釈は同様となり、一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は一部を他の者に譲渡することをいいます。

「主たる事業」とは、行っている事業のうち1年間の売上（収入）金額が最も多い事業のことをいいます。有価証券、有形固定資産など財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。

起業特例の適用対象外となる例

